

# 高座清掃施設組合議会会議録

令和元年第2回臨時会

令和元年12月24日

議 事 日 程

令和元年12月24日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4	議案第12号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
5	議案第13号	高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
6	議案第14号	令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

## 高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

令和元年12月24日（火）午後2時30分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

### 1 出席議員 15名

上 沢 本 尚 君	荻 原 健 司 君
齊 藤 慶 吾 君	池 田 徳 晴 君
三 谷 小 鶴 君	福 地 茂 君
佐 竹 百 里 君	池 亀 幸 男 君
松 本 春 男 君	森 下 賢 人 君
松 澤 堅 二 君	た ち 登 志 子 君
加 藤 陽 子 君	吉 田 み な 子 君
松 橋 淳 郎 君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 議案第12号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程6 議案第14号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

### 4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優 次	長 木 村 洋
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	専任参事兼総務課長 小野沢 直 仁
副 組 合 長 古 塩 政 由	施 設 課 長 鴨 志 田 克 巳

会計管理者 安 齊 准 子      施設課主幹 守 屋 昌 治  
事務局長 石 井 一 義      総務課主幹 鈴 木 茂

5 出席した事務局職員 4名

総務課主査 渡 部 陽 子      総務課主任主事 山 田 健 太  
総務課主査 菊 地 康 之      総務課技術員 大 矢 英 貴

6 会議の状況 (午後2時30分 開会)

◎議長（上沢本尚君） ただいまの出席議員は、議長を含め議場内議員数15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和元年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

◎組合長（内野 優君） 臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、令和元年第2回臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、屋内温水プールにつきましては、10月28日に吊り天井の点検を行った結果、不具合が判明したことから、利用者の安全を最優先に、30日から休館の措置をとっております。今後の対応については現在検討を指示しておりますので、しばらくの間、構成市民の方々にご迷惑をおかけしますけれども、ご理解をいただきたいと思っております。できるだけ早急な対応をしていきたいと思っております。

また、12月1日には、本郷ふれあい公園第1工区を供用開始いたしました。地権者の皆様のご協力を得て、周辺環境に資する新たな公園を設置できました。構成三市の市民の憩いの場として、今後利用していただけることを期待するものでございます。

本日提案する議案といたしましては、条例関係が2件と補正予算でございます。これは後ほどご説明いたします。

本日もご審議のほど、よろしくご願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくご願ひします。

◎議長（上沢本尚君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開き

ます。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承をお願い申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(上沢本尚君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名について、会議規則第99条の規定により、議長において、松橋淳郎議員、池亀幸男議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。11番福地茂議員、12番池亀幸男議員、13番森下賢人議員、14番たち登志子議員、15番吉田みな子議員。以上でございます。

それでは、組合長より、本臨時会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野 優君) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告並びに地方公務員法の一部改正を踏まえて、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、議案第13号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましても、さきに提案いたしました条例改正と同様に、人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告並びに地方公務員法の一部改正を踏まえて所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、議案第14号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正は、第1条といたしまして、平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算全体における元号表示につきまして、元号を改める政令の規定に基づき、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降の表記につきまして読み替えるものとするものでございます。また、第2条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,520万7,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ28億1,760万6,000円といたしたいものでございます。補正の主たる理由といたしまして、歳入については、前年度からの繰越金を計上し、歳出につきましては、人事院勧告等に伴う条例改正で生じた給与の増及び新ごみ処理施設の運営・維持管理業務での委託料の増でございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上のとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎議長（上沢本尚君） 組合長の説明が終わりました。

それでは、日程第4 議案第12号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、議案第12号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。提案理由につきましては、先ほど組合長のほうから申し上げたとおりでございます。

改正内容でございます。条例第21条と第21条の2の改正は、地方公務員法の一部改正に伴う成年被後見人等に関する規定の削除と字句の整理でございます。

条例第21条の3の改正は、引用しております行政不服審査法の改正に伴います法律番号及び引用条文の改正と字句の修正でございます。

条例第22条の改正は、第1項中、第21条と同様に、成年被後見人等に関する規定の削除、第2項第1号中は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を引き上げるもので、100分の92.5を100分の95に改めたいものでございます。

なお、本年12月に支給いたします勤勉手当の適用につきましては、附則の第15項として読替規定を用いた特例措置を加えまして、12月に支給する勤勉手当の率を100分の97.5といたしたいものでございます。これによりまして、職員の期

末・勤勉手当については、年間の支給率が4.45月から0.05月引き上げまして、4.5月といたしたいものでございます。

また、別表1の改正は、大卒初任給を現在の18万5,200円から1,500円引き上げまして18万6,700円に、高卒の初任給を現在の15万8,300円から1,800円引き上げまして16万100円とし、加えまして、30歳代半ばの若年層の職員の給料を引き上げる改正を行いたいもので、議案書の4ページから9ページに記載の表のとおり改正をしたいというものでございます。

条例第23条の改正は、先ほどと同様の成年被後見人等に関する規定の削除と字句の修正でございます。

附則でございますが、第1項は、本条例の施行日を公布の日からといたしたいというものでございます。

第2項は、勤勉手当の規定については令和元年12月1日から、別表第1の規定は平成31年4月1日から適用させたいというものでございます。

第3項につきましては、給与の内払いについて規定をいたしてございます。以上でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第12号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長（木村 洋君） それでは、議案第13号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書11ページをごらんいただけますでしょうか。提案理由につきましては、先ほど組合長のほうから申し上げたとおりでございます。

では、改正の内容でございます。第1条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

特定任期付職員の給与につきまして、第7条第1項の給料表中、第1号給の給料月額を1,000円引き上げまして、37万4,000円から37万5,000円と改正いたしたいものでございます。

また、条例第8条第2項中の改正で特定任期付職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、6月と12月の率につきまして、おのおの100分の167.5を100分の170に改めたいものと、若干の文言の整理でございます。これによりまして、特定任期付職員の期末手当につきましては、年間の支給率が3.35月から0.05月引き上げまして、3.4月といたしたいものでございます。

次に、第2条は、高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

第2条第1項中の改正は、引用いたします一般職の給与条例、こちらの条文が、地方公務員法の一部改正に伴いまして、成年被後見人等に関する規定の部分が削除されることによるものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日を公布の日からといたしたいものでござ



います。以上でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本春男君） 議案第13号について質疑を行います。それぞれの対象の具体的人数と、条例や要綱に規定する役職や給料表の区分についてお尋ねします。また、会計年度任用職員の方を常勤職員ということで考えなかったのか。この2点についてお聞きします。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（木村 洋君） では、任期付の部分と会計年度の部分とで分けて答えさせていただきます。任期付職員につきましては、現在のところ採用の予定はございません。また、会計年度任用職員でございますが、あくまでも予定ですけれども、現在、臨時的任用職員の方が2名いらっしゃいます。そちらの方。あと、要綱で定めているとおっしゃられましたけれども、要綱で事務嘱託員を1名雇用してございます。また、現在は再任用職員なんですが、今年度で再任用の期間が満了する職員がおります。こちらの1名。この4名を会計年度任用職員に採用したいという予定で考えてございます。

常勤というのはフルタイムの意味かと思うのですが、基本的に臨時的任用職員でいらっしゃった方は一応事務補助をお願いしておりますので、恐らくですけれども、パートタイムで考えるかなど。あともう2人は、ご本人たちの勤務形態のご希望もございますので、その辺に合わせた形をお願いをしていこうかなど考えてございます。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 2点お聞きしてまた聞きます。会計年度任用職員をこれからやるというんですけれども、この後の14号に絡む部分もあるのでちょっと確認なんですけれども、現在のこの条例で14条に該当する人が、13条で規定する内容の人がいるのかどうか。それから、参与の方の肩書とかはどういうことでやられているか、具体的にお伺いします。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 今の13条、14条は、会計年度任用職員のフルタイムかパ

ートタイムかの違いでよろしいですか。

◎（松本春男君） いや、14条の、補正の絡みになってくる。

◎次長（木村 洋君） まず先に事務嘱託員を答えさせていただきますと、職務といたしましては設置要綱を定めておりまして、総合調整であったり、職員の指導、助言、また特命事項という形で規定はしてございます。今、現実的には、例規などの法制関係とか、あとISOの資格取得をしてございますのでそういった関係、また今、訴訟なども抱えてございますので、法制の部分から、そちらのほうを主にやっていたいただいているところでございます。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 1点目のご質問なんですけれども、この後お諮りさせていただき補正の関係だと思うのですが、この後お諮りさせていただき補正のほうには、今回の職員の関係については一切関係ございません。

◎議長（上沢本尚君） 松本春男議員。

◎（松本春男君） 3回目なんですけれども、参与の方というのは、要綱や、また給料表なんかであるんですけれども、どういう給料区分になっているのかを聞きます。

◎議長（上沢本尚君） 次長。

◎次長（木村 洋君） 今現在、非常勤特別職の事務嘱託員、区分としては(1)と呼んでおりますけれども、そちらで雇用してございます。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。松本春男議員。

◎（松本春男君） 今回の条例改正は、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う内容です。特別職と臨時的任用職員

の要件は厳格化されているけれども、一般職の会計年度任用職員制度が新たにできたということで、地方公務員法は、行政サービスの安定性と質を確保するために、公務は任期の定めのない常勤職員とするという明文があります。それ以外の規定は特別職非常勤職員と臨時的任用の2つしかなく、それぞれ任用の要件を厳格に定められています。しかし、実際には多くの地方自治体で、一般職の常勤と同じ仕事をする特別職非常勤職員や臨時的任用職員を空白期間を挟んで採用を繰り返すなど、脱法的な任用が増加し続けています。会計年度任用職員は、会計年度を超えない範囲内で置かれている非常勤の職として定義されていますので、地方公務員法の立場からいっても見直しが必要です。今回の会計年度任用職員の身分を常勤の職員とすることを求めて、今回の条例に反対の討論といたします。

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 次に、反対意見の発言がある方、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（上沢本尚君） 挙手多数であります。よって、議案第13号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第14号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題とします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（石井一義君） それでは、議案第14号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条、予算の元号読替でございますが、平成31年度高座清掃施設組合一般会計予算全体における元号表示につきまして、元号を改める政令の規定に基づきまして、「平成31年度」については「令和元年度」と読み替え、平成32

年度以降の表記についても読み替えるものでございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額につきましてご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金1項分担金1,000万円の減、5款繰越金1項繰越金3億9,520万7,000円の増で、歳入合計は3億8,520万7,000円の増でございます。

続いて、3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費2,057万5,000円の減、4款衛生費1項清掃費4,175万1,000円の増、8款予備費1項予備費3億6,403万1,000円の増で、歳出合計は3億8,520万7,000円の増でございます。

次に5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1 総括の説明は省略をさせていただきます。

8、9ページでございます。2 歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1,000万円の減は、当初想定していました構成市からの派遣職員1名分の減でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金3億9,520万7,000円の増は、平成30年度決算に基づく純繰越金でございます。

10、11ページでございます。3 歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は2,057万5,000円の減でございます。職員の人事異動及び人事院勧告等に伴います給料及び職員手当、共済組合負担金の減、勸奨退職者に係る退職手当組合特別負担金の増、構成市からの派遣職員に係る交付金の減でございます。

続いて、12、13ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費は790万6,000円の増でございます。職員の人事異動及び人事院勧告等に伴う給料及び職員手当、共済費の増及び減でございます。

2目塵芥処理費3,384万5,000円の増は、新ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料の増です。税抜き額になりますが、その内訳は、特殊反応剤・助燃材費128万1,000円の減、水銀用活性炭982万8,000円の減、ごみ処理費約800tの増見込みにより102万3,000円の増、焼却灰約4,000tの増見込みにより運搬費を含む灰の処理費1億7,353万7,000円の増、有価物（鉄）の売却代50万円の減、余剰電力売却代1億3,319万2,000円の増、搬入時間延長による時間外経費37万7,000円の

増、以上の消費税額270万9,000円でございます。

14、15ページでございます。8款予備費1項予備費1目予備費3億6,403万1,000円の増は、歳出の差引額を明記させていただいたものでございます。

16ページからは給与費明細書等を添付しておりますので、ご高覧いただければと思います。以上、議員各位におかれましては、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（上沢本尚君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） 12ページから13ページの衛生費塵芥処理費委託料3,384万5,000円について伺います。その内訳として、ごみ処理費が予算時よりも800t増える見込みで102万3,000円増ということと、焼却灰処理費が4,000t増える見込みということで1億7,353万7,000円増との説明がありました。これは不燃物と粗大ごみが増えて、今年度、高座エコクリエーションへの運営委託となって処理方法が不燃物も焼却することになったために、焼却灰の率が8%から12%になったとの説明をいただきました。800t増えて7万4,880tの見込みのごみ量で、焼却灰が4,000t増えて1万57tの見込みとお聞きして、計算すると灰の率はもうちょっと多く、13.4%かなと思うんですけれども、そこで2点伺います。

1点目は、この10年間の振り返りによりますと、家庭系の可燃物や、また、その不燃物、粗大ごみは減少傾向にあります。しかも今回、今年度のごみの搬出の表などもいただきましたところ、事業系も昨年度より減っているという状況はわかりました。ただし、不燃物、粗大ごみが去年よりも増えている。そこはよくわかりました。そういうことで不燃物が増えてという説明だったかと思いますが、その増え方が120~130%ということで増えていまして、当該の私の座間市の担当者にもちょっとお聞きしましたが、ほかの市がどうなのかというのはわからないところの中で、受け入れている現場でどのようなものが多く増えているのか、状況を把握していらっしゃるかと思うので、その点を1点目に伺いたいと思います。

2点目は、古い炉では、前の運営の仕方は、不燃物は焼却炉に入れないで、それはそれで、それを引き取ってくださる熔融固化する業者に委託しているというやり方だったけれども、今年度から高座エコクリエーションの運営となって、この提案によって不燃物も焼却炉に投入する方式となったとお聞きしました。この

変更で、先ほども言いましたが焼却灰もそれだけ増えて、伴って灰も増えているということでありまして、その灰の増え方も、13.4%だけれども、予算時6,055 tと見ていたのが1万57 tで倍近く増えている。金額は1億7,353万7,000円ということですが、単価計算をしますと、確かに去年までの決算のときに出ていたような数だと5万328円など、3つの業者とも5万円以上の処理単価だということがわかりましたが、それに比べれば4万円代ということで、確かに安くなっていることはわかります。しかし、焼却炉に不燃物のガラスや陶器などを入れても、結局は溶けないでそのまま出てくるということは、入れても同じことかと思うんですね。ということは、その焼却する重量が余計増えて、重油なども余計入れて、二酸化炭素も余計に出る。やはり循環型社会に逆行するような手法ではないかと捉えていますし、市民は分別して出しているのですから、ここで入れるということは、やはり市民的には納得できないというような印象も受けました。あと加えて、先ほど生活環境影響事後調査の結果も伺いましたが、鉛が多く出ているということも、何か不燃物の影響がなければいいけれどもという印象を持ちました。そうしたことから、このような方式に変えたことへの高座としての見解と、あと、これをもとの形に戻すことは検討できないのか、その辺のところを伺いたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） 加藤議員の質問にお答えさせていただきます。まず最初の粗大ごみ、不燃ごみが増えている理由で、実際の現場職員からの目という点でございます。申しわけございません、昨年度までは私どもの職員が粗大ごみ、不燃ごみの処理をしておりまして、確認は手元にあります。ただ、今年度からは、高座エコクリエーションのほうで不燃ごみ、粗大ごみの処理をしておりますので、今されている方は、前年度のごみの量とか質はわからない状態なんですね。申しわけございません、本当に私どもも実際現場で処理をしているわけではございませんので、搬入物がどのくらい変わったかというのは、正直ちょっとわからないところでございます。ただ、私どもで把握するのは、入ってきたごみの量でしか今把握はできておりませんので、申しわけございません、ここについては、今の高座エコクリエーションの作業員の方に聞いても、昨年度の状況がわからないので、何が増えたかというのはちょっとお答えができないということ

でございます。

あと、粗大とか不燃ごみを燃やすことについてなんですけれども、まず、これを選定したことにつきましては、私どもがこのプラントを発注した段階で、事業者の提案によるものです。こちらは、非価格要素とか価格要素、それぞれの点数を合計して、点数の高かった参加者をその当時の高座清掃施設組合の整備検討委員会において選定いたしまして、現在の三菱重工環境・化学エンジニアリングが落札しました。そこのご提案の処理方法を今現在っております。

あともう1点、今後、不燃物、不燃ごみなどをほかのところで処理できないかということでございますけれども、確かに昨年までは、私ども、違う資源化施設へ処理委託をしておりました。今回の高座エコクリエーションでの資源化処理につきましては、高座エコクリエーションのグループ会社として資源化先を選定しておりましたので、それに基づいて私どもも、搬出することを前提に今契約をしております。今おっしゃったように、今後、違う資源化施設ですね、以前出していたところの協議というのは、今後、中でもしなければいけないのかなと思いますが、今早急にそこへ出すとか、そういうふうなことは今ちょっとお答えできないところでございます。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） ちょっと補足をさせていただきます。処理方法等については、今、課長からお話したように、20年間の契約ということで委託を結んでおります。また、そういう仕様で施設ができておりますので、途中で変えるというのは非常に難しいと思います。また、従前も、外には出していましたけれども、外でも結局、破砕なりして燃やすということはやっておりましたので、それを現在は中でやっているということですので、それほど大きな違いはないのかなというふうには思っております。以上です。

◎議長（上沢本尚君） 加藤陽子議員。

◎（加藤陽子君） ありがとうございます。まず1点目は、去年は職員の方、今年の4月からは高座エコクリエーションの会社の方だからわからないということで、では、ぜひ職員の方も現場に入っていて、現状のところを捉えていただきたいと思います。

2点目は、このような補正予算が生じるのは、委託のお金の中でも固定のとこ

ると変動費のところがあるからこのような補正も生じるんだというお話もありましたことから、そういう提案にしても、やはり変わった状況をきちんと調査していただいて、環境的な問題や、炉に対する影響はあると思うんですね、それまでそういうものは入っていなかったわけですから。その辺も慎重に検討しながら、早急に変えられないということではなくて、経過を見ながら検討していただきたいと思います。要望するところなので、検討してくれるかどうか、お返事をいただきたいと思います。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） そういうのが減らせるようにというのは、私どもでも職員が見て現状を把握するとか、そういうことはできるのかなというふうに思っております。それについては、今、展開検査等も事業系ごみはやっていますので、そういうのも含めて、何かできる範囲のことはちょっと考えていきたいと思っております。

あと、契約のほうは、先ほどもちょっと話したように、20年間、不燃、粗大についても破砕、分別したものをこちらで燃やすということで炉とかも含めて設計、提案がされていますので、それ自体で問題があることはないというふうに認識しています。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 加藤議員と同じ委託料の関係なんですが、今、加藤議員も、不燃ごみ、粗大ごみを新焼却炉で燃やすことになった、そういう要因もあるだろうというお話でしたけれども、あと、事前に組成が変わったというお話もありました。その組成が変わった内容について詳しくお聞きしたい。

それと今現在、高座の焼却灰の処理を受け入れている施設が3施設あるとのことですが、その施設名と搬出量をそれぞれお伺いいたします。また、それぞれの施設への搬出量の上限を協議して決めているとのことですが、搬出量の増量ということになりますので、その変更協議についての詳細を教えてください。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） まずは1点目の組成についてでございます。私どもが要求水準書のほうでお示ししているごみの組成の3成分でございますが、水分、可燃分、灰分です。こちらが、焼却後に残るこの灰分が、焼却後の灰の影響



が大きいのかなというふうに考えております。当初、要求水準では5.7%の割合で入っているということでお示ししておりますが、今年度、新しい分析を経たところ、この3成分の灰分につきましては約11.4%、約倍増している数字という結果が出ております。ただ、これがすぐ量に結びつくかということにつきましては、なかなかひもづけが難しいと思うところではあります、それが一因であるというふうには考えてございます。

それともう1点の現在の灰の搬出先と搬出量と事前協議の関係でございます。現在、私どもから灰の資源化施設へ出している先でございますが、1社目が埼玉県寄居町でございますツネイシカムテックス。こちらは当初の事前協議では3,200 tで、今回の増量で変更後の事前協議として4,850 t。現在までのこの同社への搬出量は、4月から11月にかけてですが、3,087.34 tでございます。

続きまして2社目でございます。栃木県小山市でございますメルテックというところでございます。事前協議の変更前は3,200 t、こちらは変更後も3,200 tでございます。これの4月から11月の搬出実績でございますが、2,485.39 tでございます。

次の3社目でございます。愛知県名古屋市にあります中部リサイクルでございます。こちらは当初の事前協議の変更前ですけれども1,600 t、変更後の事前協議量につきましては2,150 t。4月から11月までに同社へ搬出した量は1,294.6 tでございます。

増やした経過の話でございます。今回の補正の関係もございましてけれども、今年度、焼却灰の量が当初の見込みより増えているので、事前協議量を変更しなければいけないということを高座エコクリエーションと私どもで協議をいたしました。発生量につきましては、高座エコクリエーションのほうで算定した数字をもとに各社と協議をいたしました。それぞれの変更協議の受理日でお答えさせていただきますと、ツネイシカムテックスとメルテックにつきましては11月14日に変更協議の受理をしていただきました。中部リサイクルにつきましては11月7日付で変更の受理をしていただいております。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 組成の関係なんです、灰の分が増えたということなんですけれども、組成分析はどういう形でなされて、灰分が増えたということが出て

いるんでしょうか。搬出の内容物が変化したということなんですか。成分だけではなくて、実際に搬出されたものが大きく変わってきているのか。その傾向というんですか、その辺についてはどのようにお考えになっているかということをお聞きしたい。

変更協議については、その施設の立地している自治体との協議がなされている。高座から直接ではないと思うんですけれども、そうした相手方の自治体等もあります。そのあたりでの協議の難しさというんですかね。そう簡単にはいかないかと思うんですけれども、今後の増量分というんですか、今後も含めてどのような形でご認識をなさっているか、対応についてお聞きしたい。

灰分についてなんですが、前の施設では焼却灰が全体量から大体8%、新焼却炉になって12%ぐらいになったということですが、今後もその12%で推移をしていくのか。あるいは、もともとの水準が8%ということでしたけれども、その辺は8%に落とす見込みがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいのと、最後、焼却灰なんですが、全量リサイクルされているとは思いますが、最終的に埋立処分というものは実際なされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

◎議長（上沢本尚君） 施設課長。

◎施設課長（鴨志田克巳君） まず1点目の組成分析の試料採取の方法でございます。こちらにつきましては、私どものごみピットに投入されたごみからサンプリングをして、それをもとに分析業者が分析をしております。

それと搬出物の成分の関係、搬出物の傾向でございますが、出す灰のほうの話ではなくて入ってきたもの……。わかりました、搬入物につきましてはですね、すみません。こちらにつきましては、全体のごみ量の中の紙類の成分が増えてきている。全体量に対して紙類が増加してきているのは分析結果から見てとれます。

続きまして、リサイクル事業者の所在する自治体との協議につきましては。今回もさせていただいた中で、ある程度見込みの量というところを、搬出先の事業者の方等を含めて、相手先の自治体と協議をさせていただいております。やはりいきなり変更というわけではなくて、事前にある程度担当者レベルで打ち合わせをしながら、こういう量に変更させたいというところでさせていただいておりますので、実際に始めてみるとそれほど、キャパシティーの問題はあるんですけ

れども、今回割とスムーズにいったかなというふうに理解しております。

あと、今後、8%から12%という見込みの話ですけれども、現状のごみの組成から考えると12%程度は出てくるのかなというふうに考えております。

それとあと、処理先の埋め立ての関係でございます。確かに熔融処理と焼成処理をしておりますが、やはり物を燃やしますので、そこで飛灰が発生いたします。これにつきましては、私ども、以前の資源化施設からでも、八戸製錬や仙台環境開発といったところに飛灰の処理を委託、その資源化施設から搬出をしておりますので、資源化施設から出た熔融飛灰につきましては、一部埋め立てがあるところでございます。以上でございます。

◎議長（上沢本尚君） 議長より申し上げます。ただいま審議をいただいておりますのは令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算の内容についてですので、その他につきましてはご配慮願ってご質疑をお願いしたいと思います。吉田みな子議員。

◎（吉田みな子君） 最後なんですけど、今回、灰が増えた理由が紙類の増加もあるということなんですけれども、今、分別も進めている中で、三市に協力してもらおうということもあると思うんですが、今後、高座さんとして灰を減らすという観点から、三市に対しての対応というのはどういう形に考えておられますか。

◎議長（上沢本尚君） 事務局長。

◎事務局長（石井一義君） 先ほどの灰も含めて、現在の量も含めていろんな状態については、逐次各市のほうにも情報としてお出ししていくと。あと、私ども高座でできることとして、今、展開検査と言われる事業系ごみの検査もやっております。こういった中に、先ほどの灰につながるような、いわゆる紙類ですね、段ボールとか、濡れた段ボールとかもあるんですけれども、そういうのが入ってきますので、そういったものが多いような排出事業者については、それぞれ構成市の職員と一緒に排出事業者について、きちんと分別できるものはしていただく。そういうことはうちのほうとしても一緒にやっていきたいと思っています。以上です。

◎議長（上沢本尚君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（上沢本尚君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（上沢本尚君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（上沢本尚君） 挙手全員であります。よって、議案第14号 令和元年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

本日提案された議案については全て議了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変にお疲れさまでございました。

(午後3時17分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

令和元年12月24日

高座清掃施設組合議会議長 上 沢 本 尚

高座清掃施設組合議会署名議員 松 橋 淳 郎

高座清掃施設組合議会署名議員 池 亀 幸 男